

令和8年8月10日

お客さま各位

信用組合愛知商銀

手形・小切手の最終振出期限の変更 および 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付終了のお知らせ

平素は格別なるご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は政府で閣議決定された「約束手形・小切手の利用廃止」に向けて、政府・産業界と連携しながら、2027年3月31日までに手形・小切手の全面的な電子化に取り組んでおります。

各金融機関の手形・小切手を使用する商品サービスの改定およびお取り扱い終了を踏まえ、当組合は、以下の通り一部取扱いについて変更いたします。

なお、現在、手形・小切手をご利用中のお客さまへ、でんさいネットサービスやインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご案内しております。

早期にご検討いただきますようお願い申し上げます。

今後ともより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<変更となる取扱い>

◆手形・小切手の最終振出期限

最終振出期限:2026年9月30日(水)

当組合の手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日(水)とします。

最終振出期限後に振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。

◆他行を支払地とする手形・小切手の 預金入金扱い受付終了

最終振出期限:2026年9月30日(水)

当組合は2026年9月30日(水)をもって、他行を支払地とする手形・小切手等の預金入金扱いの受付を終了します。

(入金先の口座は、当座勘定のほか、普通預金・定期預金など各種預金を含みます)

以下、既に実施済みの内容です。

◆手形・小切手帳の発行受付終了

受付終了日:2026年3月31日(火)

◆自己宛小切手の発行受付終了

受付終了日:2026年3月31日(火)

◆当座預金の新規口座開設の停止

(2025年7月1日実施)

◆払戻請求書による払戻しの取扱開始

(2026年4月1日実施)

◆2027年4月以降を支払期日とする手形等の代金取立受付停止 (2026年4月1日実施)

【お問い合わせ】

ご不明な点は、お取引店または事務部(052-451-3128)までお問い合わせくださいませ。

<取扱いの詳細について>

◆手形・小切手の最終振出期限

当組合の手形・小切手の最終振出期限を、2026年9月30日(水)とします。
最終振出期限後に振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。

⇒当組合にお持ち込みされた場合:受付をお断りさせていただきます。

他行にお持ち込みされた場合:0号不渡としてご返却させていただきます。

(不渡事由「振出期限超過又は交換廃止後の手形等」)

但し、ご自身の当座勘定から支払うために振り出した当組合の手形・小切手をお持ち込みいただいた場合は、令和9年3月31日まで対応いたします。

※券面に振出日の記載がない場合

⇒振出日の記載がない場合は、原則、受付・お支払いができません。

以下の場合は、券面の振出日を記入してください。

- ・振り出しされる場合
- ・振出日の記載がないものをお受け取りになった場合

【支払地が他行の手形・小切手を取立て依頼する場合】

券面の振出日に記載がない場合、振出銀行にて決済されない可能性があります。

(振出日が振出銀行で定めている最終振出期限を超えている場合も同様です)

あらかじめ券面の振出日を記入のうえお持ち込みください。

◆他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

当組合は2026年9月30日(水)をもって、当組合以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金を終了します。

(入金先の口座は、当座勘定のほか、普通預金・定期預金など各種預金を含みます)

お手元の手形・小切手が以下のすべてに該当することをご確認のうえ、お持ち込みください。

